

公共交通等事業者燃料油価格高騰対策一時支援金（バス、鉄道、航路）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）等に定めるもののほか、燃料油価格高騰の影響を大きく受ける公共交通等事業者の事業継続を支援するための一時支援金（以下「支援金」という。）の交付等に関して必要な事項を定める。

（交付対象者、支援金の額）

第2条 支援金の交付対象者及び支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請、請求）

第3条 支援金の交付を受けようとする者は、支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、交付申請者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

（交付の決定）

第4条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る支援金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときは除き、支援金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うこととする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者

2 知事は、交付決定をする場合において、当該支援金の交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付するものとする。

3 知事は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、支援金交付決定通知書（様式第2号）により当該支援金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第5条 前条第3項の通知を受けた者は、当該通知に係る交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（交付）

第6条 知事は、第4条第1項の規定により交付決定をしたときは、当該交付申請者に対し速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 知事は、第4条第1項の規定による交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(4) 暴力団等であるとき。

(5) 廃業により、令和6年3月31日まで事業を継続することができないとき。

(6) 処分等により、令和6年3月31日までに保有する車両（船舶）が減少し、支援金の算定

- に使用した車両数（船舶数）を下回ることとなったとき。
- 2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により当該交付申請者に通知するものとする。
 - 3 知事は、第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、当該決定の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
 - 4 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することがある。

（加算金及び遅延利息）

- 第8条 前条第1項第1号から第4号の規定により支援金の返還を命じられた交付申請者（以下「返還義務者」という。）は、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 返還義務者は、返還を命じられた支援金を期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

（補則）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項は、別に定める。
- 2 知事及び交付申請者は、支援金の交付等に関して国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則 （施行期日）

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。